

維持修繕請負契約条項

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、本契約条項(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書等(別冊の仕様書、図面等及びこれら図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、本契約(本約款及び仕様書等を内容とする施設又は設備(以下「目的物」という。))の維持修繕を目的とする修理、改造、交換、点検等(以下「維持修繕」という。)の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の維持修繕を契約書記載の期間内に完成し、目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者はその請負代金を支払うものとする。
- 3 受注者は、本約款若しくは仕様書等に特別の定めがある場合、又は発注者と受注者とが協議がある場合を除き、維持修繕を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 4 受注者は、仕様書等に基づく工程表、その他発注者が必要とする書類を作成し、遅滞なく発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要ないと認めるときは、この限りではない。
- 5 本契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 本約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 本約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 本契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、千葉地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 発注者が、第6条に規定する監督員を定めたときは、本契約の履行に関し、受注者から発注者に提出する書類(施行関係者に関する措置請求、代金請求書を除く。)は、監督員を経由するものとする。
- 13 前項の書類は、監督員に提出された日に発注者に提出されたものとみなす。

(権利義務の譲渡等の制限)

- 第2条 受注者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することはできない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

- 第3条 受注者は、本契約の全部又は大部分若しくは発注者の指定する部分の施行を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、維持修繕の一部(発注者の指定する部分を除く。)について、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(受任者又は下請負人等の通知)

- 第4条 受注者は、受任者又は下請負人を定めたときは、遅滞なく、その氏名、名称、その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。

(現場代理人)

- 第5条 受注者は、本契約履行について施行の管理をつかさどる現場代理人を定め、発注者に書面により7日以内に通知するものとする。
- 2 現場代理人は、本約款の他の条項に定める職務の他、次に掲げる権限を有する。
- (1) 契約の履行について受注者の従業員に対する労務管理。
 - (2) 本約款及び仕様書の記載内容に関する発注者及び発注者の監督員の確認又は質問に対する回答。
 - (3) 維持修繕の進捗状況の確認及び履行状況の監督。

(監督員)

- 第6条 発注者は、本契約履行に関し発注者の指定する従業員(以下「監督員」という。)を定めたときは、その氏名を受注者に通知するものとする。また、監督員は2名以上定めることができるものとし、変更したときは同様に通知する。
- 2 監督員は、本約款の他の条項に定める職務の他、次に掲げる権限を有する。
- (1) 契約の履行について受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議。
 - (2) 本約款及び仕様書の記載内容に関する受注者又は受注者の責任者の確認又は質問に対する回答。
 - (3) 維持修繕の進捗状況、履行状況の確認。

(労働法上の責任等)

- 第7条 受注者は、受注者の従業員に対し、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法、その他法令上すべての責任を負うものとする。
- 2 受注者は、発注者の管理又は専有に係わる施設等が、受注者の従業員に対し、安全上又は衛生上の危険若しくは有害の恐れが発見されたときは、発注者に対し直ちに、その旨を申し出るとともに、発注者はその申し出に応じ速やかに措置をとり又は受注者が措置することを認めるものとする。
- 3 前項の場合、受注者はその安全が確保されるまで、発注者に対し契約の履行を拒否することができる。

(特許権等の使用)

- 第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている維持管理方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその業務仕様又は工法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(維持修繕のための目的物の引取り)

- 第9条 受注者は、契約の施行のため、目的物の全部又は一部を受注者の工場、事務所等へ引き取るときは、発注者の立会のうえ、当該目的物の検査の後、引き取らなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により発注者から目的物を引き取ったときは、当該目的物の預かりを証する書面を発注者に提出しなければならない。

(分解検査)

- 第10条 受注者は、維持修繕のため目的物を分解するときは、発注者の立会いを求めて、これを行うものとする。ただし、発注者が必要でないとき認めるときは、この限りでない。
- 2 分解の結果、施行内容が仕様書等と合致しないときは、発注者に通知し、その指示に従うものとする。ただし、請負代金又は履行期限、その他契約条件を変更する必要があるときは、第12条の規定を準用する。

(立会い及び維持修繕記録の整備等)

- 第11条 受注者は、前条に規定する他、仕様書等に発注者の立会のうえ施行するものと定められた維持修繕の部位については、当該立会いを受けて施行しなければならない。
- 2 受注者は、発注者が特に必要があると認めて仕様書等に材料又は維持修繕等の写真及び記録を整備すべきものと指定してあるときは、当該記録を整備し、発注者の要求があったときは、遅滞なくこれを提出しなければならない。
- 3 発注者は、受注者から第1項の立会いを求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。発注者が正当な理由がないのに受注者の求めに応じないためその後の工程に支障をきたすときは、受注者は書面をもって発注者に通知したうえ、当該立会いを受けることなく維持修繕を施行することができる。この場合においては、受注者は、当該維持修繕の施行を適切に行ったことを証する写真等の記録を

整備し、発注者の要求があったときは、遅滞なくこれを提出しなければならない。

(材料の品質、検査等)

第12条 維持修繕に使用する材料につき、仕様書等にその品質が明示されていないものは、中等以上のもので、発注者が認めるものとする。

2 受注者は、仕様書等に発注者の検査を受けて使用すべきものと明示された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第13条 発注者から受注者への支給材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、品質、規格又は性能、引渡し場所及び引渡し時期は、仕様書等及び工程表によるものとする。

2 発注者は、支給材料又は貸与品を受注者の立会のうえ検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が仕様書等の定めと異なり、又は使用に適当でないと認められたときは、受注者は、遅滞なく書面をもってその旨を発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

5 受注者は、維持修繕の完了、契約内容の変更若しくは契約解除等によって不用となった支給材料又は貸与品を、仕様書等に定めるところにより、発注者に返還しなければならない。

6 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を弁償しなければならない。

(仕様書等に不適合な場合の措置等)

第14条 受注者は、維持修繕の施行が仕様書等に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、これに従わなければならない。これにより請負代金の増減又は履行期限の延長が必要な場合は、次条第2項の規定を準用する。

2 発注者は、受注者が第12条第2項の規定に違反した場合又は維持修繕の施行が仕様書等に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、維持修繕の施行部分を分解して検査することができる。この場合において、当該検査及び復旧に要する費用は、受注者の負担とする。

(契約の変更)

第15条 発注者は、受注者が目的物の維持修繕を完了するまでは仕様書等を変更することができる。

2 前項の場合において、請負代金、履行期限、その他契約に定める条件を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。ただし、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)等であって発注者の責めに帰すことができない事由による変更の場合はこの限りでないものとし、発注者及び受注者が協議のうえ、発注者は定まった金額を負担するものとする。

3 前項の通知は発注者の緊急の必要により急速なされる場合がある。

4 経済情勢により主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じた場合又は法令変更により契約内容の変更、その他請負代金が著しく不適当となったときは、発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。

5 発注者は、前四項に定めるものの他、履行期限、履行場所、その他契約に定める条件を、受注者と協議のうえ変更することができる。

(履行期限の延長)

第16条 受注者は、天災地変、その他の不可抗力により、契約の履行が遅延する恐れが生じたときは、発注者に対して遅滞なく、その理由を明らかにした書面を提出し、履行期限の延長を求めることができる。

2 発注者は、前項の申請があったときは、その事由を審査し、正当と認めるときは、受注者と協議のうえ、履行期限の延長日数を定めるものとする。

(所有権移転前の目的物に対する損害の負担)

第17条 目的物の発注者への引渡し前に、目的物、使用する材料(支給材料を含む。)、使用する機械器具(貸与品を含む。))について生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

2 受注者は、本契約に基づく債務の履行につき、発注者及び第三者に損害を及ぼしたときは、その損害の責めを負う。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

(検査)

第18条 受注者は、目的物の維持修繕を完了し、頭書の履行場所に納入したときは、発注者の指定する検査を担当する職員(以下「検査員」という。)に通知し、検査を受けなければならない。

2 検査員は、前項の通知を受けた日から10日以内に受注者の立会のうえ検査を行わなければならない。

3 受注者が正当な理由なく検査に立ち会わないときは、受注者は検査の結果について異議を申し立てることができない。

(検査による不合格等)

第19条 検査の結果、不合格と判定されたときは、受注者は、自己の費用をもって遅滞なくこれを修補し、又は再施行等の必要な処置を執らなければならない。

2 前条及び前項の規定は、受注者が、前項の規定による修補又は再施行等の処置を執った場合に準用する。

(減価採用)

第20条 発注者は、第18条又は前条の規定による検査の結果、目的物の維持修繕に契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という)のうち軽微なものはあるが、使用上重大な支障がないと認め、かつ、期限、その他の条件から手直しを行うことが困難と認めるときは、請負代金を減額して採用することができる。値引き額の算定については、発注者と受注者とが協議のうえ定める。

(引渡し)

第21条 第18条第2項の検査に合格したとき及び前条の値引き受領を認めるときは、発注者は、当該目的物の引渡しを受けるものとする。

(請負代金の支払い)

第22条 受注者は、前条の規定による引渡し完了後、書面をもって請負代金の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前項による適法な請求書を受けたときは、その日から起算して頭書の支払い条件により請負代金を支払わなければならない。

(部分完成払)

第23条 発注者があらかじめ可分部分として、引渡しを受けるべきことを指定した部分の維持修繕を完了したときは、受注者は、完了部分に係る請負代金を第18条及び前条の規定により請求することができる。

2 前項の規定により分割して維持修繕する場合には、分割して履行する各々の部分について、本約款の各規定を適用する。

(契約不適合責任)

第24条 受注者による引渡し完了後も維持修繕の種類又は品質に関して契約不適合があるときは、発注者は、受注者に対してその履行の追完又はその履行の追完に代え、若しくはその履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。この場合において、その履行の追完に過分の費用を要する場合であっても、発注者は、履行の追完を請求することができるものとする。ただし、その契約不適合が、本契約により受注者が維持修繕を行う前に生じたものであることが明らかな場合には、この限りではない。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求をするときは、

不適合を知った時から1年以内にその旨の通知を行わなければならない。

- 3 前項の規定は、引渡しの時(その引渡しを要しない場合にあっては、業務が終了した時)において、受注者が同項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、適用しない。
- 4 第1項の規定により履行の追完を請求されたときは、受注者は、直ちに、履行しなければならない。この場合において、履行の追完の完了を業務の完了とみなして第18条及び第22条の規定を準用する。また、第1項の規定により履行の追完に替え若しくは履行とともに損害の賠償を請求されたときは、受注者は、速やかに、その措置に応ずるものとする。
- 5 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき
 - (3) 契約内容の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき
 - (4) 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき
- 6 第1項の規定は、発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者が指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 7 本契約においては、商法第526条及び民法562条第1項ただし書きは適用しない。

(履行遅延の場合における損害金等)

- 第25条 発注者は、受注者の責めに帰する理由により、受注者が履行期限までに第21条に定める引渡しをすることができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めるときは、発注者は、損害金を徴収して履行期限を延長することができる。この場合において、損害金は、請負代金額に対して延長日数に応じ年5.0パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。なお、本条の損害金は、損害賠償の予定又はその一部とは解釈しない。
- 2 発注者は、受注者の責めに帰する事由により、受注者が本契約に基づく損害賠償金又は違約金を指定の期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額にその期限の翌日から支払いの日まで年5.0パーセントの割合で計算した遅延損害金を徴収する。ただし、遅延日数は、発注者の責めに帰すべき理由による日数を控除したものである。
 - 3 前二項の場合において、第23条の規定による指定部分で引渡しを受けた部分があるときは、これに相応する請負代金相当額を遅延損害金の算定に当たり、請負代金から控除する。
 - 4 発注者の責めに帰すべき理由により、第22条の規定による請負代金額指定を期間内に支払わないときは、受注者は、その支払わない額にその期限の翌日から支払いの日まで年5.0パーセントの割合で計算した遅延利息金を請求することができる。

(賠償金等の徴収)

- 第26条 発注者は、受注者が本約款に基づく損害賠償金又は違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に前条の利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金を相殺し、なお、不足があるときは、追徴する。

(法令等で定められる資格の通知)

- 第27条 受注者は、法令等で資格が定められる場合、その資格を証する書類及び資格を必要とする業務に従事させる受注者の従業員について、発注者の請求があるときは、その氏名及び資格について発注者に通知しなければならない。この場合、従業員を変更したときも同様とする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第28条 発注者は、本契約に関して、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を直ちに解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は独占禁止法第8条の2の規定による排除措置命令を行ったとき、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)(の規定による課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。))を行ったとき、又は第29条第1項第2号又は第3号に該当するとき。
- (2) 受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

(談合等の不正行為に係る違約金等)

第29条 受注者(共同企業体にあっては、その構成員)は、本契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、発注者の請求に基づき、請負代金の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)(の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下、この条において同じ。))
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。))に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。))において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が発注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。))が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 本契約に関し、前項各号のいずれかに該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金の10分の1に相当する額その他、請負代金の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 前項に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第1項から第3項のいずれかの規定の適用があるとき。
 - (2) 前項に規定する排除措置命令若しくは納付命令又は同項に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 受注者が発注者に誓約書を提出しているとき。
- 3 前二項に定める違約金は、発注者の指定する期間を経過した日から当該違約金の支払いの日までの日数に応じ年5.0パーセントの

割合で計算した額の利息を付するものとする。

- 4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(発注者の催告による解除権)

第30条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、発注者に損害が生じるときは、発注者は、受注者に対して、当該損害全部の賠償を請求することができる。

- (1) 本業務に着手すべき期日を過ぎても本業務に着手しないとき又は履行する見込みがないと認められるとき。
- (2) 契約の履行に当たり、正当な理由がなく、契約条項及び仕様書等に基づく発注者の指示に従わないとき又はその業務を妨害したとき。
- (3) 経営状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の理由があるとき。
- (4) 許可、免許、登録又は各種の資格が必要な維持修繕については、当該許可、免許、登録又は各種の資格が取消し又は抹消されたとき。
- (5) 受注者自身の社会的信用を著しく失墜させる事実があったとき。
- (6) 正当な理由なく、第24条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (7) 前各号の他、本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと認められたとき。
- (8) 受注者が、本契約に関し、法令に反する行為を行ったとき。
- (9) その他、契約を継続し難い事由のあるとき。

2 発注者は、前項の規定により受注者との契約を解除する場合において、受注者の所在を確認できないときは、発注者の事務所にその旨を掲示することにより、受注者への通知にかえることができるものとする。この場合におけるその効力は、掲示の日から10日を経過したときに生ずるものとする。

(発注者の催告によらない解除権)

第30条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。この場合において、発注者に損害が生じるときは、発注者は、受注者に対して、当該損害全部の賠償を請求することができる。

- (1) 受注者が第2条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- (2) 本契約の業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者が本契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 第32条の又は第32条の2の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第30条の3 発注者の責めに帰すべき事由によるものときは、発注者は前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第30条の4 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、本件業務に既履行部分があるときは、請負代金から当該部分の請負代金相当額を控除した金額の10分の1に相当する額を違約金とする。なお、当該違約金は、損害賠償の予定又はその一部とは解釈しない。

- (1) 第30条、第30条の2又は第35条の規定により本契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

(中途解除)

第31条 発注者は、目的物の維持修繕が完了しない間は、第30条第1項及び第30条の2に規定する場合の他、必要があるときは、本契約を解除することができる。

2 第30条第2項の規定は、前項の規定により、本契約を解除した場合に準用する。

3 発注者は、前二項の規定により本契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、この損害には受注者の履行利益は含まないものとする。

4 前項の賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の催告による解除権)

第32条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 第30条第2項は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。この場合、発注者となるのは受注者と、受注者となるのは発注者と、それぞれ読み替えるものとする。

(受注者の催告によらない解除権)

第32条の2 受注者は、契約の変更により、請負代金が3分の2以上減少したときは、直ちに契約の全部又は一部を解除することができる。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第32条の3 受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第33条 第28条、第30条、第31条、第30条の2、第32条、第32条の2、第35条の規定により、本契約が解除された場合において、維持修繕のため受注者が分解し、又は引き取った目的物がある場合には、受注者は、発注者が指定する期限までに受注者の費用をもって組立て、取付け等の必要な処置を執り、発注者の指定する場所において発注者に返還しなければならない。

2 受注者に、第13条の規定による支給材料又は貸与品がある場合は、同条第5項及び第6項の規定を準用する。

3 本業務の完了後に本契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(暴力団等反社会的勢力に該当・関与していないことの表明・保証)

第34条 発注者及び受注者は、本契約締結時及び本契約期間中に

いて、自社(自社、自社の役員、自社の経営に実質的に関与している者、若しくは自社の親会社等を含む。本条において以下同じ。)が次の各号のいずれにも該当しないことを表明しこれを保証する。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同法に規定する暴力団員をいう。)、暴力団関係企業・団体若しくはその関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等反社会的勢力」という。)であること、又は過去5年の間に暴力団等反社会的勢力であった場合、又は暴力団等反社会的勢力がその経営に実質的に関与し、若しくは関与していたこと。
- (2) 自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等反社会的勢力の威力等を利用するなどし、又は過去5年の間に利用していたこと。
- (3) 暴力団等反社会的勢力に対して資金等提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与し、又は過去5年の間に関与していたこと。
- (4) 暴力団等反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有し、又は過去5年の間に有していたこと。
- (5) 本契約を履行するにあたり、暴力団等反社会的勢力が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用すること。

(暴力団等反社会的勢力との関与等に係る発注者の解除等)

- 第35条 発注者及び受注者は、相手方(相手方、相手方の役員、又は相手方の親会社等を含む。)(が前条における表明・保証に反すると合理的に判断した場合は、直ちに本契約を解除することができる。
- 2 発注者及び受注者は、前項により本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じたとしても、これを一切賠償する責任はないものとする。

(秘密の保持)

- 第36条 発注者及び受注者は、契約成立の前後を問わず、本契約に関する秘密情報を善良なる管理者の注意義務により管理するとともに、秘密情報の漏洩に対する万全な対策を講じ、本契約に関する秘密情報を守秘しなければならない。なお、個人情報については、個人情報の保護に関する法律等(関連する諸法令、個人情報の保護に関する基本方針、個人情報保護ガイドラインを含む。)を遵守しなければならない。
- 2 発注者及び受注者は、契約成立の前後を問わず、本契約に基づく業務行為に必要な限りにおいて、関係者に対し、本条と同等の義務を課したうえで、相手方の秘密情報を開示することができる。
- 3 発注者及び受注者は、契約成立の前後を問わず、関係者以外の第三者に対して、相手方の秘密情報を開示又は漏洩してはならない。ただし、相手方からの書面による開示の承諾が得られた場合は、本条と同等の義務を課したうえで、かつ承諾を得られた範囲においてのみ開示することができるものとする。なお、開示を認められた発注者及び受注者は、当該第三者が秘密保持義務に違反した場合は、相手方に対し直接その責任を負うものとする。
- 4 発注者及び受注者は、契約成立の前後を問わず、相手方の秘密情報を本契約の履行以外の目的で使用してはならない。
- 5 発注者又は受注者が本条に違反し、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合はその損害を賠償するものとし、賠償額については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。なお、本協議が整わない場合でも損害賠償の請求を妨げるものではない。
- 6 本条の規定にかかわらず、営業秘密に関しては、次の各号の場合、適用から除外されるものとする。なお、情報の原開示者から申し出がなされたときは、その取扱いについて協議のうえ定めるものとする。
- (1) 開示時点ですでに公知となっているもの。
 - (2) 開示時点ですでに発注者又は受注者が正当に所有していたもの。
 - (3) 開示後、発注者又は受注者の責めに帰することなく公知となったもの。
 - (4) 発注者又は受注者が相手方から開示された情報によることなく独自に開発したもの。
 - (5) 発注者又は受注者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に取得したもの。
 - (6) 本契約の履行によって発注者が得た目的物を修理、改造、点検、保守するにあたり、第三者に開示する必要があるもの。この場合、発注者は、開示する第三者に守秘義務を課したうえで開示するも

のとする。

- 7 発注者又は受注者は、合理的理由により、相手方から秘密情報の返却、廃棄、抹消等を要求された場合は、速やかにその措置を講ずるものとする。
- 8 本条については、本契約の履行後も有効に存続するものとする。
- 9 本条における用語の定義は以下の通りとする。

- (1) 「秘密情報」とは、「秘密」である旨の指定がなされた本号①及び②の情報であり、書面、口頭、映像等の種類、及び紙媒体、電子媒体等の記録媒体の種類などその形式を問わない。ただし、口頭情報における「秘密情報」は、開示後30日以内に「秘密」である旨を明記した書面により被開示者に通知するものとする。

① 営業秘密

発注者又は受注者の情報のうち営業秘密として管理しているもの、又は技術上・営業上で事業活動に有用となっているもの、若しくは公然と知られていないもの、あるいはノウハウ表記されたものをいう。

② 個人情報

発注者又は受注者の保有する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。)をいう。ただし、本定義の如何を問わず、発注者又は受注者の保有する電子メールアドレスは個人情報とみなすものとする。

- (2) 「万全な対策」とは、秘密保持に関する取扱規則の作成、関係者からの秘密保持誓約書の徴収、アクセスの管理、情報持出し手段の制限、外部からの不正アクセス防止のための措置、その他情報の漏洩・開示情報の滅失又は毀損防止等の安全管理措置をいう(パソコン等を媒体とする情報の流出を含む。))。

- (3) 「業務行為」とは、発注者及び受注者間で行われる情報の提供を伴う行為(交渉、協議、依頼等を含む。)の一切をいう。

- (4) 「関係者」とは、自己の役員、従業員(派遣労働者を含む。)、取引先等(代理人、下請負者又は下請負者となりうるものを含む。)、本契約に携わるすべての者をいう。

- 10 前各項にかかわらず、法律、政府・裁判所、その他公的機関からの命令等に基づき報告、説明、資料提出等、情報開示を求められたときは、発注者及び受注者は当該公的機関に対してのみ情報開示できるものとする。

(パソコン等の使用制限)

- 第37条 発注者及び受注者は、契約成立の前後を問わず、本契約を履行するにあたり、パソコン等の使用を必要とする場合は、パソコン等を媒体とする情報の流出を防ぐため、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 個人所有パソコン等の使用禁止。

- (2) ファイル交換ソフトがインストールされているパソコン等の使用禁止。

- (3) 有効なウイルス対策ソフトがインストールされていないパソコン等の使用禁止。

- 2 発注者及び受注者は、パソコン等からの情報漏洩の事実又はその可能性を発見した場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(著作物の利用)

- 第38条 発注者及び受注者は、契約成立の前後を問わず、発注者と受注者との間で取り交わした図面、取扱説明書等について、本契約に基づき実施する業務及び本契約の目的物を維持修繕する場合に限り、発注者及び受注者双方に使用、複製、改変等行うことができる著作権法上のすべての権利を許諾(第三者への再許諾を含む。)するとともに、発注者及び受注者又は双方の指定した者に対して著作者人格権を行使しないことに同意する。ただし、発注者及び受注者いずれかの正当な利益を害する恐れがあるとして発注者及び受注者のいずれかから申し出がなされた場合は、その取扱いについて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(免責事項)

- 第39条 天災等受注者の責めに帰さない事由により、受注者の維持修繕の履行が不可能となった場合、受注者は発注者が被る損害につ

いてはその責任を負わないものとする。

(損失負担)

- 第40条 受注者は、維持修繕の実施について発注者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、損害を賠償しなければならない。
- 2 受注者は、維持修繕の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、受注者の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰する理由による故意又は重大な過失による場合において、その損害のために必要な経費は発注者が負担するものとし、その額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(火災保険等)

- 第41条 受注者は、発注者の要求があったときは、目的物、使用する材料等(発注者の支給材料及び貸与品を含む。)を、火災保険、その他の損害保険に付きなければならない。発注者の要求があったにもかかわらず、受注者が 保険に付きなかったため、発注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害額を賠償しなければならない。
- 2 受注者は、火災保険等を掛ける時期、期間、金額、保険会社等については、発注者の定めるところに従うものとし、保険契約締結後遅滞なく、その証券を発注者に提示しなければならない。

(補則)

- 第42条 本約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。